



平成 24 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 渡 邊 信 義 (J A S D A Q ・ コード 9707)
問い合わせ先	常 務 取 締 役 小 野 吉 広 管 理 本 部 長
電 話 番 号	03 (5413) 8228

株主代表訴訟及び当該訴訟への補助参加に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 29 日付け「訴訟の判決（控訴審判決）に関するお知らせ」でお伝えしていますとおり、当社の元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）を被告として、取締役としての任務懈怠を理由として損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、第一審及び控訴審で、当社全面勝訴の判決が言い渡されておりました。そして、上記損害賠償訴訟の対象となった事項に関し、当社株主であると主張する方（神成氏が取締役に就任している企業の役員に就任している方です。以下「株主」といいます。）より当社元監査役を被告とする株主代表訴訟が提起された旨の訴訟告知を受けておりました。そこで、当社は被告である当社元監査役を補助するため、当該訴訟に補助参加することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の内容

当社は、当社元代表取締役社長である神成氏に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債（以下「本件社債」といいます。）を引き受けたことに関して当社に生じた損害約 35 億円の一部につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起していました。当該訴訟の第一審及び控訴審においては、当社の主張が全面的に認められ、当社が勝訴しております（現在神成氏より上告がなされていますが、引き続き当社は、当社の主張が認められるよう対応して参ります。）。

上記の本件社債の引受けにより被った損害に関し、株主より当社元監査役に対し、平成 24 年 6 月 13 日付けで、監査役としての監視・監督義務違反を理由として、当社が被った損害の賠償を請求する株主代表訴訟が提起されました。

2. 当社の対応

当社としましては、本件社債引受けによる損害は、神成氏及び当社元常務取締役である内田喜朗氏が取締役会に諮ることなく、独断で行ったことにより発生したものであり、他の役員に法的責任はないものと判断しております。そこで、当社は、株主代表訴訟に関し、被告である当社元監査役側に補助参加し、当社の主張の正当性が認められるべく対応することと

致しました。また、上記株主代表訴訟を提起した株主は、神成氏が取締役就任している企業の役員に就任している方であり、当該訴訟提起について、株主代表訴訟本来の目的を逸脱した濫用目的によるものであることが疑われますので、この点もあわせて主張してまいります。

以上